
条 例

高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。

令和 6 年10月18日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第44号

高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）を施行するため、法、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号。以下「政令」という。）及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第 3 条 法第38条第 3 項の雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識（以下この条において「標識」という。）は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
 - (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
 - (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要
 - (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、知事の許可を要する旨
 - (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
 - (6) 標識の設置者及びその連絡先
- 2 標識は、当該雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第 4 条 法第45条第 1 項の保全調整池が存する旨を表示した標識（以下この条において「標識」という。）は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
 - (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
 - (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、知事に届け出なければならない旨
 - (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
 - (5) 標識の設置者及びその連絡先
- 2 標識は、当該保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第 5 条 法第54条第 1 項の貯留機能保全区域である旨を表示した標識（以下この条において「標識」という。）は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置

(3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

(4) 標識の設置者及びその連絡先

2 標識は、当該貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(事務処理の特例)

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、政令、省令、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、土佐市、佐川町及び日高村が処理することとする。

(1) 法第30条の規定による雨水浸透阻害行為の許可（法第31条第1項及び省令第16条第1項の規定による申請書の受理を含む。）

(2) 法第34条の規定に基づく前号の雨水浸透阻害行為の許可への条件の付加

(3) 法第35条（法第37条第4項において準用する場合及び法第39条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の協議の実施（省令第16条第1項及び第29条第1項の規定による協議書の受理を含む。）

(4) 法第36条第1項（法第37条第4項において準用する場合及び法第39条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可又は不許可の処分及び法第36条第2項（法第37条第4項において準用する場合及び法第39条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による当該処分に係る文書による通知

(5) 法第37条第1項の規定による雨水浸透阻害行為の変更の許可（同条第2項の規定による申請書の受理を含む。）

(6) 法第37条第3項の規定による雨水浸透阻害行為の変更の届出の受理

(7) 法第37条第4項において準用する法第34条の規定に基づく第5号の雨水浸透阻害行為の変更の許可への条件の付加

(8) 法第38条第1項（法第37条第5項の規定により、第5号の雨水浸透阻害行為の変更の許可を受けた場合又は第6号の雨水浸透阻害行為の変更の届出をした場合において、当該変更の許可又は届出に係る当該変更後の内容を法第30条の許可の内容とみなして適用するとき（以下この条において「変更許可等のみなし適用」という。）を含む。）及び省令第26条の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の完了及び廃止の届出の受理

(9) 法第38条第2項（変更許可等のみなし適用を含む。）の規定による前号の雨水浸透阻害行為に関する工事の完了の検査

(10) 法第38条第3項（変更許可等のみなし適用を含む。）及び第3条の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置

(11) 法第38条第5項（変更許可等のみなし適用を含む。）の規定による雨水貯留浸透施設の標識の移転等の承諾

(12) 法第38条第6項（変更許可等のみなし適用を含む。）の規定による第10号の雨水貯留浸透施設の標識の設置に伴う損失の補償

(13) 法第38条第7項（変更許可等のみなし適用を含む。）の規定による前号の損失の補償についての当該損失を受けた者との協議

(14) 法第38条第8項（変更許可等のみなし適用を含む。）、政令第11条及び省令第28条の規定に基づく前号の協議が成立しない場合における収用委員会への裁決の申請

(15) 法第39条第1項の規定による雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可（同条第2項及び省令第29条第1項の規定による申請書の受理を含む。）

(16) 法第39条第4項において読み替えて準用する法第34条の規定に基づく前号の雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可への条件の付加

- (17) 法第41条第1項の規定に基づく第1号の雨水浸透阻害行為の許可及び第15号の雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の取消し、第7号の雨水浸透阻害行為の変更の許可に付した条件及び前号の雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可に付した条件の変更並びに工事その他の行為の停止命令及び必要な措置の命令
- (18) 法第41条第2項の規定に基づく前号の措置の実施等及び当該措置を行う旨の公告
- (19) 法第41条第3項及び省令第31条の規定による第17号の停止命令又は必要な措置の命令をした旨の公示
- (20) 法第42条第1項の規定に基づく雨水浸透阻害行為に係る土地への立入り及び当該雨水浸透阻害行為に関する工事の状況等の検査
- (21) 法第43条第1項の規定に基づく第1号の雨水浸透阻害行為の許可を受けた者に対する報告の徴収、資料の提出の要求並びに助言及び勧告
- (22) 法第43条第2項の規定に基づく第15号の雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可を受けた者に対する報告の徴収、資料の提出の要求並びに助言及び勧告
- (23) 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。